

反対運動移行についての採択書

令和7年4月26日（土）、午後7時に近隣住民及び周辺住民が洋光台三丁目町内会館に参集し、（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台建築計画に関し、下記事項の採択をしたことをここに宣言する。

記

1 建築主 FJ ネクストらは、洋光台三丁目町内会館で行うとしたあっせんの席で配布した資料及び当初の質問事項に係る残余の回答の説明会（併せて、最低4回）を1回実施した（令和7年1月14日）のみで放棄したこと、及び、日程調整した上で、洋光台三丁目町内会館で本年5月を目途に行うとした開発事業計画の説明会を、代理人弁護士らをつけ、一方的に繰り上げ開催の通知を出し、2/19に計画敷地内で強行開催した事を確認した。

即ち、建築主自らの説明責任を、代理人弁護士らをつけてまでして、一方的に放棄したことにより、住民の理解を得ることは程遠く、近隣住民、周辺住民及び洋光台三丁目町内会は、先ずは、本件建築計画からの事業撤退を再度要請する。

2 現状において、ゼネコンが工事を強行するのなら、近隣住民、周辺住民及び洋光台三丁目町内会は、一切の工事への協力は行わない。従って、工事を行うのなら、昨年建築主 FJ ネクストに近隣住民及び周辺住民が提出した「工事中の大型車両や資材の搬入は、すべてバス通りから行うこと」を再度要請する。

（上記1及び2の内容については、令和6年10月30日に「要請書」を直接交付し、
■■■■部長代理がその場で、同様の内容を確認済みである。）

3 本件工事現場の周囲は、第一小学校の通学路である。従って、工事を行う際の通学路の安全対策に関し万全を尽くすとともに、周辺住民、洋光台第一小学校及び洋光台第一小学校スクールゾーン対策協議会等と入念に事前協議を行うことを要請する。

4 令和7年1月14日実施の説明会において、FJ ネクストの■■■■部長代理は、工場跡地であることを知りながら、本件計画敷地の土地購入を行ったことが判明した。それは、FJ ネクストが調査依頼した土壤汚染調査会社（トーエイ環境）の■■■■部長が説明会の場でその事実を認め、吐露したものである。

従って、住民の申出によりとか、念のためではなく、土壤汚染の調査は近接住民を含む周辺住民への説明会において理解を得た内容で実施し、その調査結果を開示することを要請する。一方的な書面通知による土壤汚染調査を強行するのなら、上記2と同様に近隣住民、周辺住民及び洋光台三丁目町内会は、本件工事には一切の協力は行わない。

5 今後、本件工事を施工（解体工事を含む）するゼネコンとの対応は、近隣住民、周辺住民及び洋光台三丁目町内会が一致団結して行う事を確認した。

以上

令和7年4月26日

洋光台三丁目町内会長
近隣住民（9家族）
周辺住民（30家族）